8	(1)　大阪府大阪市中央区大手前３－１－43　(84.10) (2)　大阪府貝塚市秬谷字水呑596－19　(746.60)	北緯34度41分04秒東経135度31分06秒の地点と北緯34度20分51秒東経135度24分27秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
9	(1)　大阪府大阪市住之江区南港北１－14－16　(242.10) (2)　大阪府四條畷市大字清滝1347－２外　(343.40)	北緯34度38分30秒東経135度25分25秒の地点と北緯34度40分04秒東経135度29分36秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯34度40分08秒東経135度29分47秒の地点と北緯34度43分49秒東経135度39分39秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
10	(1)　大阪府大阪市住之江区南港北１－14－16　(243.30) (2)　大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分1285－４　(943.40)	北緯34度38分09秒東経135度25分07秒の地点と北緯34度27分36秒東経135度40分53秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
11	(1)　大阪府池田市畑３－７－264　(332.00) (2)　大阪府池田市城南１－１－１　(62.00)	北緯34度49分57秒東経135度26分24秒の地点と北緯34度49分20秒東経135度25分44秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
12	(1)　大阪府四條畷市大字清滝1347－２外　(358.40) (2)　大阪府枚方市大垣内町２－15－１　(33.70)	北緯34度43分54秒東経135度39分44秒の地点と北緯34度48分25秒東経135度39分16秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
13	(1)　大阪府東大阪市上四条町1900－３　(462.00) (2)　大阪府茨木市中穂積１－３－43　(68.30)	北緯34度40分04秒東経135度39分49秒の地点と北緯34度49分05秒東経135度33分29秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
14	(1)　大阪府東大阪市上四条町1900－３　(478.00) (2)　大阪府八尾市荘内町２－１－36　(36.80)	北緯34度39分57秒東経135度39分50秒の地点と北緯34度37分40秒東経135度36分41秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
15	(1)　大阪府東大阪市上四条町1900－３　(466.00) (2)　大阪府富田林市寿町２－６－１　(91.00)	北緯34度39分56秒東経135度39分51秒の地点と北緯34度31分01秒東経135度36分09秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯34度30分58秒東経135度36分08秒の地点と北緯34度30分48秒東経135度36分04秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
16	(1)　大阪府貝塚市秬谷字水呑569－19　(736.60) (2)　大阪府堺市西区鳳東町４－390－１　(33.80)	北緯34度20分51秒東経135度24分27秒の地点と北緯34度31分25秒東経135度27分36秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
17	(1)　大阪府貝塚市秬谷字水呑569－19　(746.60) (2)　大阪府岸和田市野田町３－13－２　(38.70)	北緯34度20分51秒東経135度24分27秒の地点と北緯34度27分03秒東経135度22分53秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
18	(1)　大阪府貝塚市秬谷字水呑569－19　(731.60) (2)　大阪府大阪市西区江之子島２－１－64　(56.10)	北緯34度20分51秒東経135度24分27秒の地点と北緯34度40分53秒東経135度29分05秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
19	(1)　大阪府貝塚市秬谷字水呑596－19　(736.60) (2)　大阪府泉大津市なぎさ町６－１　(58.70)	北緯34度20分51秒東経135度24分27秒の地点と北緯34度30分31秒東経135度23分45秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
20	(1)　大阪府東大阪市上四条町1900－３　(474.00) (2)　大阪府大阪市城東区東中浜４－６－35　(49.50)	北緯34度39分59秒東経135度39分46秒の地点と北緯34度41分10秒東経135度33分02秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
21	(1)　大阪府東大阪市上四条町1900－３　(470.00) (2)　大阪府八尾市空港１　(31.00)	北緯34度39分56秒東経135度39分50秒の地点と北緯34度36分18秒東経135度36分14秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

4　電気供給業務用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
1	(1)　北海道札幌市豊平区月寒東三条16－14－１　(112.50) (2)　北海道北広島市字仁別242－７　(227.70)	北緯43度01分19秒東経141度25分03秒の地点と北緯42度58分50秒東経141度26分30秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
2	(1)　北海道札幌市中央区大通東１－２　(85.50) (2)　北海道江別市対雁２－１　(94.00)	北緯43度03分42秒東経141度21分28秒の地点と北緯43度05分16秒東経141度26分10秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯43度06分36秒東経141度30分12秒の地点と北緯43度07分14秒東経141度32分07秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
3	(1)　東京都中央区銀座６－15－１　(154.00) (2)　埼玉県川越市大字南大塚151　(109.72)	北緯35度40分05秒東経139度45分58秒の地点と北緯35度53分27秒東経139度27分53秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
4	(1)　東京都町田市真光寺町２号160番　(195.00) (2)　神奈川県相模原市緑区三井字大澤入1431番　(451.00)	北緯35度36分17秒東経139度26分46秒の地点と北緯35度36分17秒東経139度26分39秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯35度36分15秒東経139度23分17秒の地点と北緯35度36分13秒東経139度21分37秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域